

●香川県警察本部告示第1号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月8日

香川県警察本部長 筋 伊知朗

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

香川県警察文書公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第7条、第10条関係）				別表第1（第7条、第10条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～18 略				1～18 略			
19 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）	第12条の4第2項	準暴力的要求行為の要求等の相手方に対する指示	指示書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第28号）	19 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）	第12条の4第2項	準暴力的要求行為の要求等の相手方に対する指示	指示書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第8号の2）
	第35条第1項	仮の命令	再発防止仮命令書、事務所使用制限仮命令書、請求妨害防止仮命令書、賞揚等禁止仮命令書又は用心棒行為等防止仮命令書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第35号、別記様式第36号、別記様式第37号、別記様式第38号又は別記様式第39号）		第35条第1項	仮の命令	再発防止仮命令書、事務所使用制限仮命令書、請求妨害防止仮命令書又は賞揚等禁止仮命令書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第24号、別記様式第25号、別記様式第25号の2又は別記様式第25号の3）
	第35条第	仮の命令をした旨の住所等の所在地	移送通知書（暴力団員による不当な		第35条第	仮の命令をした旨の住所等の所在地	移送通知書（暴力団員による不当な

	4項	を管轄する公安委員会への通知	行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第24号)
(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)	第16条第1項	被害回復アドバイザーの任命	被害回復アドバイザー証(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第8号)
	第25条第1項	略	
20~36 略			

別表第2 (第7条、第10条関係)

法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1~14 略			
15 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)	第11条第1項	暴力的要求行為等に対する中止命令	中止命令書(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第26号)
	第12条第2項	暴力的要求行為の現場に立ち会い、当該暴力的要求行為を助ける行為に対する中止命令	中止命令書(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第26号)
			中止命令書(暴力

	4項	を管轄する公安委員会への通知	行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第26号)
(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)	第16条第1項	被害回復アドバイザーの任命	被害回復アドバイザー証(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第10号)
	第28条第1項	略	
20~36 略			

別表第2 (第7条、第10条関係)

法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1~14 略			
15 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)	第11条第1項	暴力的要求行為等に対する中止命令	中止命令書(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第7号)
	第12条第2項	暴力的要求行為の現場に立ち会い、当該暴力的要求行為を助ける行為に対する中止命令	中止命令書(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第7号)
			中止命令書(暴力

第12条の6第1項	準暴力的要求行為に対する中止命令	団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第26号)
第18条第1項	加入の強要等に対する中止命令	中止命令書(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第26号)
第22条第1項	指詰め等の強要等に対する中止命令	中止命令書(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第26号)
第26条第1項	少年に対する入れ墨の強要等に対する中止命令	中止命令書(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第26号)
第30条	事務所等における禁止行為に対する中止命令	中止命令書(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第26号)
第30条の3	損害賠償請求等の妨害に対する中止命令	中止命令書(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第26号)
第30条の7第1項	縄張に係る禁止行為に対する中止命令	中止命令書(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第26号)

第12条の6第1項	準暴力的要求行為に対する中止命令	団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第7号)
第18条第1項	加入の強要等に対する中止命令	中止命令書(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第7号)
第22条第1項	指詰め等の強要等に対する中止命令	中止命令書(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第7号)
第26条第1項	少年に対する入れ墨の強要等に対する中止命令	中止命令書(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第7号)
第30条	事務所等における禁止行為に対する中止命令	中止命令書(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第7号)
第30条の3	損害賠償請求等の妨害に対する中止命令	中止命令書(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則別記様式第7号)

	<u>第30条の 10第1項</u>	<u>特定危険指定暴力 団等の指定暴力団 員の禁止行為に対 する中止命令</u>	<u>中止命令書（暴力 団員による不当な 行為の防止等に関 する法律施行規則 別記様式第26号）</u>				
16～27 略				16～27 略			

附 則

この規程は、平成25年3月8日から施行する。